第 17 回教育委員会

平成 29 年 7 月 21 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議　案

議案第100号　　大阪市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則案

議案第100号

大阪市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則案

大阪市児童生徒就学援助規則（昭和52年大阪市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「在学する者」を「本市立小学校又は中学校に在学する者（入学予定者を含む）」に改め、同条第２項を第３項とし、同条第２項として次の１項を加える。

２　この規則において「入学予定者」とは、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第１条及び第２条の規定により作成した学齢簿に記載されており、翌年度の初めから本市立小学校又は中学校の第１学年に在学予定の者をいう。

第５条第１項中「申請書に必要な書類を添付し、児童生徒の在学する学校」を「申請書及び申請に必要な書類（以下「申請書等」という。）を、児童生徒の在学する学校（入学予定者にあっては、入学予定の学校）」に改め、同条第３項中「６月30日まで」を「６月30日まで（入学予定者にあっては、前年度の12月１日から３月31日まで）」に改め、同条に第４項として次の１項を加える。

４　申請者は、申請書等を提出した後に申請内容に変更があった場合は、校長を通じて、速やかに教育委員会に申し出なければならない。

第９条中「使用したとき又は」を「使用したとき、第４条に規定する受給の資格がなくなったとき、又は」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（参照）

傍線は削除
太字は改正

大阪市児童生徒就学援助規則（抄）

（定義）

第２条　この規則において「児童生徒」とは、本市立小学校又は中学校に在学する者**（入学予定者を含む）**をいう。

２　この規則において「入学予定者」とは、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第１条及び第２条の規定により作成した学齢簿に記載されており、翌年度の初めから本市立小学校又は中学校の第１学年に在学予定の者をいう。

２　この規則において「保護者」とは、児童生徒に対して親権を行う者（親権**３**を行う者のないときは、後見人）又は現に監護を行う者をいう。

（受給の申請）

第５条　就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、教育長が別に定める申請書**及び申請**に必要な書類**（以下「申請書等」という。）**を添付し、児童生徒の在学する学校**（入学予定者にあっては、入学予定の学校）**の校長（以下「校長」という。）を通じて、教育委員会に提出する。

２　省　略

３　第１項の申請手続期間は、前年度の３月１日から３月31日まで及び当該年度の４月１日から６月30日まで**（入学予定者にあっては、前年度の12月１日から３月31日まで）**とする。ただし、特にやむを得ない事情があると認める

ときは、この限りでない。

４　申請者は、申請書等を提出した後に申請内容に変更があった場合は、校長を通じて、速やかに教育委員会に申し出なければならない。

（支給の停止及び認定の取消し）

第９条　教育委員会は、受給者が偽りその他不正の申請をして第６条の認定を受けたとき、受給した就学援助を目的外に使用したとき**、第４条に規定する受給の資格がなくなったとき、**又は就学援助を必要としなくなったときは、就学援助の支給を停止し、又は認定を取り消すことができる。

大阪市児童生徒就学援助規則の一部改正について

１　改正の趣旨

就学援助認定者に支給する学用品費及び通学用品費のうち、入学準備に必要な物品（制服、通学用カバンなど）の購入にかかる経費について、入学準備補助金として、小学校又は中学校の１年生を対象に、入学後に支給している。

しかし､実際には制服や通学用カバンなどは入学前に購入する必要があり、その経費が保護者の大きな負担になっている。

そこで、保護者負担軽減の観点から、入学準備補助金の入学前支給が可能となるよう､規則の一部を改正する｡また､あわせて必要な規定整備を行う。

２　改正の内容

・就学援助の対象者に入学予定者を加える（第２条)。

・入学予定者にかかる申請期間を新設する（第５条第３項)。

・その他、必要な規定整備を行う。

３　施行期日

公布の日から施行する。

（参考）
学校教育法施行令
（学齢簿の編製）
第一条　市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法（以下「法」という。）第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編製しなければならない。
２　前項の規定による学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。
３　市町村の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、第一項の学齢簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。
４　第一項の学齢簿に記載（前項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。）をすべき事項は、文部科学省令で定める。

第二条　市町村の教育委員会は、毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達する者について、あらかじめ、前条第一項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。